

経済産業省

制定 平成 23 年 4 月 1 日
平成 23・04・01 シ第 4 号
平成 24 年 9 月 18 日
20120910 シ第 1 号
平成 26 年 6 月 30 日
20140609 シ第 1 号
平成 27 年 4 月 1 日
20150319 シ第 1 号
平成 30 年 3 月 30 日
20180320 シ第 1 号
平成 31 年 3 月 29 日
20190320 官第 7 号
令和 2 年 7 月 30 日
20200610 官第 1 号
令和 3 年 3 月 31 日
20210302 官第 6 号
令和 4 年 3 月 30 日
20220315 官第 8 号
令和 6 年 4 月 1 日
20240311 官第 2 号
最終改正 令和 7 年 4 月 1 日
20250306 官第 5 号

本 省
地 方 支 分 部 局

経済産業省行政文書管理規則を次のように制定する。
平成 23 年 4 月 1 日

経済産業大臣 海江田 万里

経済産業省行政文書管理規則

目次

- 第1章 総則
- 第2章 管理体制
- 第3章 作成
- 第4章 整理
- 第5章 保存
- 第6章 行政文書ファイル管理簿
- 第7章 保存期間の延長、移管、廃棄
- 第8章 点検・監査及び管理状況の報告等
- 第9章 研修
- 第10章 秘密文書等の管理
- 第11章 補則

第1章 総則

(目的)

第1条 この訓令は、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、経済産業省（資源エネルギー庁、特許庁及び中小企業庁を除く。以下同じ。）における行政文書の管理について必要な事項を定めることにより、行政文書の適正な管理を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、経済産業省の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

(意義)

第2条 行政文書の管理は、前条に掲げられた責務を全うするための前提となる業務であるとともに、経済産業省における意思決定の一層の合理化及び明確化、事務及び事業に関する情報共有の促進、業務環境の改善等に寄与し、よってその事務及び事業を適正かつ能率的に遂行していくための基盤となる業務である。

(定義)

第3条 この訓令における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「行政文書」とは、経済産業省の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）であって、経済産業省の職員が組織的に用いるものとして、経済産業省が保有しているものをいう。ただし、法第2条第4項各号に掲げるものを除く。
- (2) 「行政文書ファイル等」とは、経済産業省における能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する行政文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合体にまとめたもの（以下「行政文書ファイル」という。）及び単独で管理している行政文書をいう。
- (3) 「行政文書ファイル管理簿」とは、経済産業省における行政文書ファイル等の管理を適切に行うために、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項を記載した帳簿をいう。
- (4) 「新文書管理システム」とは、文書管理業務の業務・システム最適化計画（平成19年4月13日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。）に基づき整備された政府全体で利用可能な一元的な文書管理システムをいう。
- (5) 「局等」とは、経済産業省組織令（平成12年政令第254号。以下「組織令」という。）第2条第1項の規定に基づき置かれる局及び第14条の規定に基づき大臣官房に置かれる課、経済産業省職制規程（平成13・01・06広第1号。以下「職制規程」という。）第2条第1項の規定に基づき置かれるグループ、組織令第1章第4節で定める施設等機関及び同章第5節で定める地方支分部局、経済産業省組織規則（平成13年経済産業省令第1号）第249条第1項で定める支局及び第254条の9第1項で定める支部並びにこれらに準ずるものとして総括文書管理者が定めるものをいう。
- (6) 「課等」とは、組織令第1章第2節第3款で定める本省の内部部局に置かれる課、職制規程第8条第1項の規定に基づき課に準ずる組織として置かれる室及び第9条第1項の規定に基づき課に準ずる組織とする室並びにこれらに準ずるものとして本省にあつては総括文書管理者が定めるもの、施設等機関にあつては総括文書管理者の承認を得て当該施設等機関の長が定めるもの並びに地方支分部局（前号の支局及び支部を含む。）にあつては総括文書管理者の承認を得てそれぞれの長が定めるものをいう。

第2章 管理体制

(総括文書管理者)

第4条 経済産業省に総括文書管理者1名を置く。

- 2 総括文書管理者は、官房長をもって充てる。
- 3 総括文書管理者は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 行政文書ファイル管理簿及び移管・廃棄簿の調製
 - (2) 行政文書の管理に関する内閣府との調整及び必要な改善措置の実施
 - (3) 行政文書の管理に関する研修の実施
 - (4) 組織の新設・改正・廃止に伴う必要な措置
 - (5) 行政文書ファイル保存要領その他のこの訓令の施行に関し必要な細則の整備
 - (6) その他行政文書の管理に関する事務の総括

(公文書監理官)

第5条 大臣官房に置く公文書監理官は、総括文書管理者の職務を助け、及び公文書管理に係る通報の処理に関する事務を行うものとする。

(副総括文書管理者)

第6条 経済産業省に副総括文書管理者1名を置く。

- 2 副総括文書管理者は、大臣官房総務課長をもって充てる。
- 3 副総括文書管理者は、第4条第3項各号に掲げる事務について総括文書管理者及び公文書監理官を補佐するものとする。

(主任文書管理者等)

第7条 主任文書管理者は、当該局等における文書管理の責任者として、各局等の長をもって充てる。

- 2 主任文書管理者は、当該局等の保有する行政文書について、当該局等における行政文書の管理に関する事務を総括する。
- 3 主任文書管理者はあらかじめ、当該局等に属する職員のうちから、副主任文書管理者を指名することができる。
- 4 副主任文書管理者は、主任文書管理者の命を受けて、当該主任文書管理者を補佐する。

(文書管理者等)

第8条 文書管理者は、所掌事務に関する文書管理の実施責任者として、課等の

長をもって充てる。

2 文書管理者は、その管理する行政文書について、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 保存
- (2) 保存期間が満了したときの措置の設定
- (3) 行政文書ファイル管理簿への記載
- (4) 移管又は廃棄（移管・廃棄簿への記載を含む。）等
- (5) 管理状況の点検等
- (6) 行政文書の作成（第3章）、標準文書保存期間基準（以下「保存期間表」という。）

の作成（第16条第1項）等による行政文書の整理その他行政文書の管理に関する職員の指導等

3 文書管理者は、その事務を補佐する者として、文書管理担当者を指名する。

4 文書管理者は、文書管理担当者を指名後、速やかに総括文書管理者にその氏名又は役

職等を報告しなければならない。

（監査責任者等）

第9条 経済産業省に監査責任者1名を置く。

- 2 監査責任者は、大臣官房総務課公文書監理室長をもって充てる。
- 3 監査責任者は、行政文書の管理の状況について監査を行うものとする。
- 4 監査責任者は、あらかじめ、経済産業省に属する職員のうちから、監査担当者を指名することができる。
- 5 監査担当者は監査責任者の命を受けて、当該監査責任者を補佐する。

（職員の責務）

第10条 経済産業省の職員は、法の趣旨にのっとり、関連する法令及び訓令等並びに総括文書管理者、主任文書管理者及び文書管理者の指示に従い、行政文書を適正に管理しなければならない。

第3章 作成

（文書主義の原則）

第11条 経済産業省の職員は、文書管理者の指示に従い、法第4条の規定に基づき、法第1条の目的の達成に資するため、経済産業省における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに経済産業省の事務及び事業の実績を合理的に跡

付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。

(文書の作成等)

第12条 別表第1に掲げられた業務については、当該業務の経緯に応じ、同表の行政文書の類型を参酌して、文書を作成するものとする。

- 2 前条の文書主義の原則に基づき、経済産業省内部の打合せや経済産業省外部の者との折衝等を含め、別表第1に掲げる事項に関する業務に係る政策立案や事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等(以下「打合せ等」という。)の記録については、文書を作成するものとする。
- 3 歴史的緊急事態(国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に生かされるようなもののうち、国民の生命、身体、財産に大規模かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態をいう。)に対応するために行われた業務については、軽微なものを除き、将来の教訓として極めて重要であり、保存期間満了時には原則として独立行政法人国立公文書館(以下「国立公文書館」という。)へ移管する文書として、記録を作成するものとする。
- 4 法令等の定めにより紙媒体での作成・保存が義務付けられている場合、電子的管理によってかえって業務が非効率となる場合等を除き、電子媒体により作成又は取得することを基本とする。

(適切・効率的な文書作成)

第13条 文書の作成に当たっては、文書の正確性を確保するため、その内容について原則として複数の職員による確認を経た上で、文書管理者が確認するものとする。作成に関し、部局長等上位の職員から指示があった場合は、その指示を行った者の確認も経るものとする。

- 2 経済産業省の外部の者との打合せ等の記録の作成に当たっては、経済産業省の出席者による確認を経るとともに、可能な限り、当該打合せ等の相手方(以下「相手方」という。)の発言部分等についても、相手方による確認等により、正確性の確保を期するものとする。ただし、相手方の発言部分等について記録を確定し難い場合は、その旨を判別できるように記載するものとする。
- 3 文書の作成に当たっては、常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)、現代仮名遣い(昭和61年内閣告示第1号)、送り仮名の付け方(昭和48年内閣告示第2号)及び外来語の表記(平成3年内閣告示第2号)等により、分かりやすい用字用語で的確かつ簡潔に記載しなければならない。

4 文書の作成に当たって反復利用が可能な様式、資料等の情報については、電子掲

示板等を活用し職員の利用に供するものとする。

第4章 整理

(職員の整理義務)

第14条 経済産業省の職員は、次条及び第16条の規定に従い、次の各号に掲げる整理を行わなければならない。

- (1) 作成又は取得した行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること。
- (2) 相互に密接な関連を有する行政文書を一の集合物（行政文書ファイル）にまとめること。
- (3) 前号の行政文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること。

(分類・名称)

第15条 行政文書ファイル等は、経済産業省の事務及び事業の性質、内容等に応じて系統的（三段階の階層構造）に分類（別表第1に掲げられた業務については、同表を参酌して分類）し、分かりやすい名称を付さなければならない。

(保存期間)

第16条 文書管理者は、別表第1を踏まえ、保存期間表を定め、これを公表しなければならない。

- 2 文書管理者は、保存期間表を定め、又は改定した場合は、総括文書管理者に報告するものとする。
- 3 第14条第1号の保存期間の設定については、保存期間表に従い、行うものとする。
- 4 第14条第1号の保存期間の設定及び保存期間表においては、法第2条第6項の歴史公文書等に該当するとされた行政文書にあつては、1年以上の保存期間を定めるものとする。
- 5 第14条第1号の保存期間の設定及び保存期間表においては、歴史公文書等に該当しないものであつても、行政が適正かつ効率的に運営され、国民に説明する責務が全うされるよう、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、原則として1年以上の保存期間を定めるものとする。

- 6 第14条第1号の保存期間の設定においては、前2項の規定に該当するものを除き、保存期間を1年未満とすることができる(例えば、次に掲げる類型に該当する文書。)
- (1) 別途、正本が管理されている行政文書の写し
 - (2) 定型的・日常的な業務連絡、日程表等
 - (3) 出版物や公表物を編集した文書
 - (4) 経済産業省の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答
 - (5) 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書
 - (6) 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書
 - (7) 保存期間表において、保存期間を1年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書
- 7 第14条第1号の保存期間の設定においては、通常は1年未満の保存期間を設定する類型の行政文書であっても、重要又は異例な事項に関する情報を含む場合など、合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するものとする。
- 8 第14条第1号の保存期間の起算日は、行政文書を作成し、又は取得した日(以下「文書作成取得日」という。)の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、文書作成取得日から1年以内の日であって4月1日以外の日又は文書作成取得日の属する年度の翌々年度の4月1日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日とする。
- 9 第14条第3号の保存期間は、行政文書ファイルにまとめられた行政文書の保存期間とする。
- 10 第14条第3号の保存期間の起算日は、行政文書を行政文書ファイルにまとめた日のうち最も早い日(以下「ファイル作成日」という。)の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、ファイル作成日から1年以内の日であって4月1日以外の日又はファイル作成日の属する年度の翌々年度の4月1日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日とする。
- 11 第3項、第8項及び第9項の規定にかかわらず、文書管理者は、行政文書の適切な管理に資すると認める場合には、行政文書ファイルの保存期間の起算日以後に作成し、又は取得した行政文書であって当該行政文書ファイルに係る事務又は事業に附帯する事務又は事業に関するものについて、保存期間を文書作成取得日から当該行政文書ファイルの保存期間の満了する日までとし、当該行政文書ファイルにまとめることができる。

- 1 2 第8項及び第10項の規定は、文書作成取得日においては不確定である期間を保存期間とする行政文書及び当該行政文書がまとめられた行政文書ファイルについては、適用しない。

第5章 保存

(行政文書ファイル保存要領)

第17条 総括文書管理者は、行政文書ファイル等の適切な保存に資するよう、行政文書ファイル保存要領を作成するものとする。

- 2 前項の要領には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 紙文書の保存場所・方法
- (2) 電子文書の保存場所・方法
- (3) 引継手続
- (4) その他適切な保存を確保するための措置

(保存)

第18条 文書管理者は、行政文書ファイル保存要領に従い、行政文書ファイル等について、当該行政文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、適切に保存しなければならない。ただし、他の文書管理者等に引き継いだ場合は、この限りでない。

- 2 行政文書については、法令等の定めにより紙媒体での保存が義務付けられている場合、電子的管理によってかえって業務が非効率となる場合等を除き、電子媒体により体系的に管理することを基本とする。

(集中管理の推進)

第19条 経済産業省における行政文書ファイル等の集中管理については、行政文書ファイル保存要領に従い、推進するものとする。

第6章 行政文書ファイル管理簿

(行政文書ファイル管理簿の調製及び公表)

第20条 総括文書管理者は、経済産業省の行政文書ファイル管理簿について、公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号。以下、「施行令」という。）第11条に基づき、新文書管理システムをもって調製するものとする。

- 2 行政文書ファイル管理簿は、インターネット公表するとともに、あらかじめ定めた事務所に備えて一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 行政文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所を定め、又は変更し

た場合には、当該事務所の場所を官報で公示しなければならない。

(行政文書ファイル管理簿への記載)

- 第21条 文書管理者は、少なくとも毎年度一回、管理する行政文書ファイル等（保存期間が1年以上のものに限る。）の現況について、施行令第11条第1項各号に掲げる事項を行政文書ファイル管理簿に記載しなければならない。
- 2 前項の記載に当たっては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条各号に規定する不開示情報に該当する場合には、当該不開示情報を明示しないようにしなければならない。
- 3 文書管理者は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、国立公文書館に移管し、又は廃棄した場合は、当該行政文書ファイル等に関する行政文書ファイル管理簿の記載を削除するとともに、その名称、移管日又は廃棄日等について、総括文書管理者が調製した移管・廃棄簿に記載しなければならない。

第7章 保存期間の延長、移管、廃棄

(保存期間が満了したときの措置)

- 第22条 文書管理者は、行政文書ファイル等について、別表第2に基づき、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、法第5条第5項の保存期間が満了したときの措置を定めなければならない。
- 2 前項の措置は、行政文書ファイル管理簿への記載により定めるものとし、定める際は総括文書管理者の確認を得るものとする。
- 3 総括文書管理者は、前項の確認を行う際には国立公文書館の専門的技術的助言を求めるものとし、助言の内容に沿って、文書管理者は第1項の措置の変更等の必要な対応を行うものとする。ただし、保存期間3年以下の行政文書ファイル等については、当該助言を求めることなく前項の確認を行えることとし、確認後、保存期間満了時の措置に従って、適宜、第24条第2項の内閣府への協議又は移管に必要な手続を行うものとする。

(保存期間の延長)

- 第23条 文書管理者は、施行令第9条第1項に掲げる場合にあっては、同項に定めるところにより、行政文書ファイル等を保存し続けなければならない。
- 2 文書管理者は、施行令第9条第2項に基づき、保存期間を延長することができる。

(移管又は廃棄)

第24条 文書管理者は、総括文書管理者の指示に従い、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、第22条第1項により定めた措置に基づき、国立公文書館に移管し、又は廃棄しなければならない。

- 2 文書管理者は、前項の規定により、保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、総括文書管理者を通じ内閣府に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、内閣府の同意が得られないときは、当該文書管理者は、総括文書管理者を通じ内閣府と協議の上、当該行政文書ファイル等について、新たに保存期間及び保存期間の満了する日を設定し、又は国立公文書館に移管するものとする。
- 3 文書管理者は、保存期間を1年未満とする行政文書ファイル等であって、第16条第6項第1号から第7号に該当しないものについて、保存期間が満了し、廃棄しようとするときは、第16条第4項、第5項及び第7項に該当しないかを確認した上で、廃棄するものとする。この場合、経済産業省は、あらかじめ定めた一定の期間の中で、本規定に基づき、どのような種類の行政文書ファイル等についていつ廃棄したのかを記録し、当該期間終了後速やかに一括して公表するものとする。
- 4 文書管理者は、第1項の規定により移管する行政文書ファイル等に、法第16条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして国立公文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、総括文書管理者の同意を得た上で、国立公文書館に意見を提出しなければならない。その場合には、利用制限を行うべき情報が含まれている旨及び利用制限を行うべき理由について、記載するものとする。なお、利用請求に際し、国立公文書館からの確認があった場合は、必要な対応を行うものとする。
- 5 文書管理者は、行政文書ファイル等を国立公文書館に移管する際、電子文書のパスワードの解除、利用可能な電子ファイル形式への変換等、国民の利用に供することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 6 総括文書管理者は、内閣府から、法第8条第4項の規定により、行政文書ファイル等について廃棄の措置をとらないように求められた場合には、必要な措置を講ずるものとする。

第8章 点検・監査及び管理状況の報告等

(点検・監査)

第25条 文書管理者は、自ら管理責任を有する行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度一回、点検を行い、その結果を主任文書管理者を経由して総括文書管理者及び公文書監理官に報告しなければならない。

- 2 総括文書管理者及び公文書監理官は、必要があると認めるときは、主任文書

管理者に対し、当該局等に属する課等の行政文書の管理状況について点検を行うことを命じることができる。この場合において、主任文書管理者は、速やかに点検を実施し、遅滞なく、その結果を総括文書管理者及び公文書監理官に報告しなければならない。

- 3 監査責任者は、行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度一回、監査を行い、その結果を総括文書管理者及び公文書監理官に報告しなければならない。
- 4 総括文書管理者及び公文書監理官は、点検又は監査の結果等を踏まえ、行政文書の管理について必要な措置を講ずるものとする。

(紛失等への対応)

第26条 文書管理者は、行政文書ファイル等の紛失及び誤廃棄が明らかとなった場合は、直ちに総括文書管理者及び公文書監理官に報告しなければならない。

- 2 総括文書管理者及び公文書監理官は、前項の報告を受けたときは、速やかに被害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるとともに、事案の内容、影響等に応じて、経済産業大臣に報告し、公表等の措置を講ずるものとする。

(管理状況の報告等)

第27条 総括文書管理者は、行政文書ファイル管理簿の記載状況その他の行政文書の管理状況について、主任文書管理者からの報告を基に、毎年度、内閣府に報告するものとする。

- 2 総括文書管理者は、法第9条第3項又は第4項の規定による求め及び実地調査が行われる場合には、必要な協力を行うものとする。
- 3 総括文書管理者は、内閣府から、法第31条の規定による勧告があった場合には、必要な措置を講ずるものとする。

第9章 研修

(研修の実施)

第28条 総括文書管理者は、職員に対し、行政文書の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、又は向上させるために必要な研修を行うものとする。

また、総括文書管理者は、各職員が少なくとも毎年度一回、研修を受けられる環境を提

供しなければならない。文書管理者は、各職員の受講状況について、総括文書管理者に

報告しなければならない。

(研修への参加)

第29条 文書管理者は、総括文書管理者及び国立公文書館その他の機関が実施する研修に職員を積極的に参加させなければならない。また、職員は、適切な時期に研修を受講しなければならない。

第10章 秘密文書等の管理

(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)

第30条 特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)及び同令第11条第1項の規定に基づき定められた経済産業省における特定秘密の管理に関する規程(20141210総第1号)に基づき管理するものとする。

(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)

第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。)は、次の種類に区分し、指定するものとする。

(1) 極秘文書 秘密保全の必要が高く、その漏えいが国の安全、利益に損害を与えるおそれのある情報を含む行政文書

(2) 秘文書 極秘文書に次ぐ程度の秘密であって、関係者以外には知らせてはならない情報を含む極秘文書以外の行政文書

- 2 秘密文書の指定は、極秘文書については各局等の長が(ただし、大臣官房調査統計グループを除く大臣官房各課にあつては官房長が)、秘文書については各課等の長が期間(極秘文書については5年を超えない範囲内の期間とする。次項において同じ。)を定めてそれぞれ行うものとし(以下これらの指定をする者を「指定者」という。)、その指定は必要最小限にとどめるものとする。
- 3 指定者は、秘密文書の指定期間(この規定により延長した指定期間を含む。以下同じ。)が満了する時において、満了後も引き続き秘密文書として管理を要すると認めるときは、期間を定めてその指定期間を延長するものとする。ま

た、指定期間は、通じて当該行政文書の保存期間を超えることができないものとする。

- 4 秘密文書は、その指定期間が満了したときは、当該指定は、解除されたものとし、また、その期間中、指定者が秘密文書に指定する必要がなくなったと認めるときは、指定者は、速やかに秘密文書の指定を解除するものとする。
- 5 指定者は、秘密文書の管理について責任を負う者を秘密文書管理責任者として指名するものとする。

第32条 秘密文書は、秘密文書を管理するための簿冊において管理するものとする。

- 2 秘密文書には、秘密文書と確認できる表示を付すものとする。
- 3 総括文書管理者は、秘密文書の管理状況について、主任文書管理者からの報告を基に、毎年度、経済産業大臣に報告するものとする。
- 4 他の行政機関に秘密文書を提供する場合には、あらかじめ当該秘密文書の管理について提供先の行政機関と協議した上で行うものとする。
- 5 総括文書管理者は、この訓令の定めを踏まえ、秘密文書の管理に関し必要な事項の細則を規定する秘密文書の管理に関する要領を定めるものとする。

第11章 補則

(特別の定め)

第33条 法律及びこれに基づく命令により、行政文書の保存その他の行政文書の管理に関する事項について特別の定めが設けられている場合においては、当該事項については、当該法律及びこれに基づく命令の定めるところによるものとする。

(細則)

第34条 この訓令の施行に関し必要な事項は、別に総括文書管理者が定める。

- 2 この訓令の運用に当たっては、「行政文書の管理に関するガイドライン」(平成23年4月1日制定)を参酌するものとする。

附 則 (平成23・04・01シ第4号)

- 1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 1に掲げる施行の日から新文書管理システムを導入するまでの間、総合的な文書管理システムの整備について(平成12年3月29日各省庁事務連絡会議了承)に基づき経済産業省が文書管理の実態に即した仕様で整備した総合的な文書管理システムを新文書管理システムとみなす。

3 次の規程は、廃止する。

経済産業省行政文書管理規程（平成13・01・06広第33号）

4 次の基準は、廃止する。

経済産業省行政文書分類基準及び経済産業省行政文書分類基準表（平成13・03・27広第2号）

附 則（20120910シ第1号）

この訓令は、平成24年9月19日から施行する。

附 則（20140609シ第1号）

この訓令は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（20150319シ第1号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（20180320シ第1号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（20190320官第7号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（20200610官第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（20210302官第6号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（20220315官第8号）

（施行期日）

第1条 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この訓令による改正後の経済産業省行政文書管理規則（以下「新規則」という。）第16条第8項の規定は文書作成取得日が令和3年4月1日以後である行政文書について、同条第10項の規定はファイル作成日が同日以後である行政文書ファイルについて、それぞれ適用する。

第3条 新規則第16条第11項の規定は、文書作成取得日が令和4年4月1日以後である行政文書について適用する。

第4条 新規則別表第1の規定は、文書作成取得日が令和4年4月1日以後である行政文書について適用する。ただし、文書管理者が行政文書の適切な管理に資すると認める場合には、文書作成取得日が同日前である行政文書について、同表を踏まえて定めた保存期間表に従い保存期間を設定することができる。

附 則（20240311官第2号）

（施行期日）

第1条 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この訓令による改正後の経済産業省行政文書管理規則第22条第3項及び別表第2の2(6)の①のただし書の規定は、電子決裁システム(EASY)が改修された日の属する年度の翌年度の4月1日から施行することとする。

附 則 (20250306官第5号)

(施行期日)

第1条 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 行政文書の保存期間基準

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当 項）	保存期間	具体例	
法令の制定又は改廃及びその経緯					
1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討	①立案基礎文書（一の項イ）	20年	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定
			②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）		<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
			③立案の検討に関する調査研究文書（一の項イ）		<ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング
	(2) 法律案の審査	法律案の審査の過程が記録された文書（一の項ロ）	<ul style="list-style-type: none"> ・法制局提出資料 ・審査録 		

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当 項）	保存期間	具体例
	(3) 他の行政機関との協議	行政機関協議文書（一の項ハ）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 各省への協議案 ・ 各省からの質問・意見 ・ 各省からの質問・意見に対する回答
	(4) 閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（一の項ニ）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 5点セット（要綱、法律案、理由、新旧対照条文、参照条文） ・ 閣議請議書 ・ 案件表 ・ 配付資料
	(5) 国会審議	国会審議文書（一の項ヘ）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員への説明 ・ 趣旨説明 ・ 想定問答 ・ 答弁書 ・ 国会審議録・内閣意見案・同案の閣議請議書

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当 項）	保存期間	具体例
		(6) 官報公 示その 他の公 布	官報公示に関する文書その 他の公布に関する文書（一 の項ト）		・ 官報 ・ 公布裁可 書（御署名 原本）
		(7) 解釈又 は運用 の基準 の設定	① 解釈又は運用の基準の設 定のための調査研究文書 （一の項チ）		・ 外国・自 治体・民 間企業の 状況調査 ・ 関係団 体・関係 者のヒア リング
			② 解釈又は運用の基準の設 定のための決裁文書（一 の項チ）		・ 逐条解説 ・ ガイドラ イン ・ 訓令、通 達又は告 示 ・ 運用の手 引
2	条約その 他の国際 約束の締 結及びそ の経緯	(1) 締結の 検討	① 外国（本邦の域外にある 国又は地域をいう。以 下、同じ。）との交渉に 関する文書及び解釈又は 運用の基準の設定のため の決裁文書（二の項イ及 びニ） ② 他の行政機関の質問若し くは意見又はこれらに対 する回答に関する文書そ の他の他の行政機関への 連絡及び当該行政機関と	30年	・ 交渉開始 の契機 ・ 交渉方針 ・ 想定問答 ・ 逐条解説 ・ 各省への 協議案 ・ 各省から の質問・意 見 ・ 各省から

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当 項）	保存期間	具体例
		の調整に関する文書（二 の項口）		の質問・ 意見に対 する回答
		③条約案その他の国際約束 の案の検討に関する調査 研究文書及び解釈又は運 用の基準の設定のための 調査研究文書（二の項ハ 及びニ）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国・自 治体・民 間企業の 状況調査 ・ 関係団 体・関係 者のヒア リング ・ 情報収 集・分析
	(2) 条約案 の審査	条約案その他の国際約束の 案の審査の過程が記録され た文書（二の項ハ）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 法制局提 出資料 ・ 審査録
	(3) 閣議	閣議を求めるための決裁文 書及び閣議に提出された文 書（二の項ニ）	20年（保存期間 満了時の措置を廃 棄の措置と定めた 文書（経済協力関 係等で定型化し、 重要性がないも の）については3 0年）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 閣議請議 書 ・ 案件表 ・ 配付資料
	(4) 国会審 議	国会審議文書（二の項ニ）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員への 説明 ・ 趣旨説明 ・ 想定問答 ・ 答弁書 ・ 国会審議 録
	(5) 締結	条約書、批准書その他これ らに類する文書（二の項 ホ）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 条約書・ 署名本書 ・ 調印書 ・ 批准・受 諾書

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当 項）	保存期間	具体例
					・ 批准書の 寄託に関 する文書
		(6)官報公 示その 他の公 布	官報公示に関する文書その 他の公布に関する文書（二 の項二）		・ 官報 ・ 公布裁可 書（御署 名原本）
3	政令の制 定又は改 廃及びそ の経緯	(1)立案の 検討	①立案基礎文書（一の項 イ）	20年	・ 基本方針 ・ 基本計画 ・ 条約その 他の国際 約束 ・ 大臣指示 ・ 政務三役 会議の決定
			②立案の検討に関する審議 会等文書（一の項イ）		・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ 議事の記 録 ・ 配付資料 ・ 中間答 申、最終 答申、中 間報告、 最終報 告、建 議、提言
			③立案の検討に関する調査 研究文書（一の項イ）		・ 外国・自 治体・民 間企業の 状況調査 ・ 関係団

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当 項）	保存期間	具体例
				<ul style="list-style-type: none"> ・ 体・関係者のヒアリング
	(2) 政令案の審査	政令案の審査の過程が記録された文書（一の項口）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 法制局提出資料 ・ 審査録
	(3) 意見公募手続	意見公募手続文書（一の項ハ）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 政令案 ・ 趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文 ・ 意見公募要領 ・ 提出意見 ・ 提出意見を考慮した結果及びその理由
	(4) 他の行政機関への協議	行政機関協議文書（一の項ハ）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 各省への協議案 ・ 各省からの質問・意見 ・ 各省からの質問・意見に対する回答
	(5) 閣議	閣議を求めるとの決裁文書及び閣議に提出された文書（一の項ニ）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 5点セット（要綱、政令案、理

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当 項）	保存期間	具体例
				由、新旧 対照条 文、参照 条文) ・閣議請議 書 ・案件表 ・配付資料
	(6)官報公 示その 他の公 布	官報公示に関する文書その 他の公布に関する文書（一 の項ト）		・官報 ・公布裁可 書（御署名 原本）
	(7)解釈又 は運用 の基準 の設定	①解釈又は運用の基準の設 定のための調査研究文書 （一の項チ）		・外国・自 治体・民 間企業の 状況調査 ・関係団 体・関係 者のヒア リング
		②解釈又は運用の基準の設 定のための決裁文書（一 の項チ）		・逐条解説 ・ガイドラ イン ・訓令、通 達又は告示 ・運用の手 引

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当 項）	保存期間	具体例
4	省令その 他の規則 の制定又 は改廃及 びその経 緯	(1)立案の 検討	①立案基礎文書（一の項 イ）	20年	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・基本計画 ・条約その 他の国際 約束 ・大臣指示 ・政務三役 会議の決定
			②立案の検討に関する審議 会等文書（一の項イ）		<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記 録 ・配付資料 ・中間報 告、最終 報告、提 言
			③立案の検討に関する調査 研究文書（一の項イ）		<ul style="list-style-type: none"> ・外国・自 治体・民 間企業の 状況調査 ・関係団 体・関係 者のヒア リング

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当 項）	保存期間	具体例
	(2)意見公 募手続	意見公募手続文書（一の項 ハ）		<ul style="list-style-type: none"> ・省令案・規則案 ・趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由
	(3)制定又 は改廃	省令その他の規則の制定又 は改廃のための決裁文書 （一の項ホ）		<ul style="list-style-type: none"> ・省令案・規則案 ・理由、新旧対照条文、参照条文
	(4)官報公 示	官報公示に関する文書（一 の項ト）		<ul style="list-style-type: none"> ・官報
	(5)解釈又 は運用 の基準 の設定	①解釈又は運用の基準の設 定のための調査研究文書 （一の項チ）		<ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当 項）	保存期間	具体例
			②解釈又は運用の基準の設 定のための決裁文書（一 の項チ）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 逐条解説 ・ ガイドラ イン ・ 訓令、通 達又は告 示 ・ 運用の手 引
閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又 は了解及びその経緯					
5	閣議の決 定又は了 解及びそ の経緯	(1) 予算に 関する 閣議の 求め及 び予算 の国会 提出そ の他の 重要な 経緯	①閣議を求めるための決裁 文書及び閣議に提出された 文書（三の項イ）	20年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歳入歳出 概算 ・ 予算書 （一般会 計・特別会 計・政府関 係機関） ・ 概算要求 基準等 ・ 閣議請議 書 ・ 案件表 ・ 配付資料
			②予算その他国会に提出さ れた文書（三の項ハ）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算書 （一般会 計・特別 会計・政 府関係機 関） ・ 予算参考 資料

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当 項）	保存期間	具体例
	(2) 決算に 関する 閣議の 求め及 び決算 の国会 提出そ の他の 重要な 経緯	①閣議を求めるための決裁 文書及び閣議に提出され た文書（三の項イ）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 決算書 （一般会 計・特別 会計・政 府関係機 関） ・ 調書 ・ 予備費使 用書 ・ 閣議請議 書 ・ 案件表 ・ 配付資料
		②決算に関し、会計検査院に 送付した文書及びその検 査を経た文書（三の項ロ）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 決算書 （一般会 計・特別 会計・政 府関係機 関）（会計 検査院保 有のもの を除く。）
		③歳入歳出決算その他国会 に提出された文書（三の項 ハ）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 決算書 （一般会 計・特別 会計・政 府関係機 関）
	(3) 質問主 意書に 対する	①答弁の案の作成の過程が 記録された文書（四の項 イ）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 法制局提 出資料 ・ 審査録

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当 項）	保存期間	具体例
		答弁に 関する 閣議の 求め及 び国会 に対す る答弁 その他 の重要 な経緯		<ul style="list-style-type: none"> ・ 答弁案 ・ 閣議請議書 ・ 案件表 ・ 配付資料
		③答弁が記録された文書 （四の項ハ）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 答弁書
		(4)基本方針、基本計画 又は白書その他の閣議に付 された案件に関する立案の 検討及び閣議の求めその他		<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本方針 ・ 基本計画 ・ 条約その他の国際約束 ・ 大臣指示 ・ 政務三役会議の決定

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当 項）	保存期間	具体例
	の重要な経 緯（1の項 から4の項 まで及び5 の項(1)から (3)までに掲 げるものを 除く。）	②立案の検討に関する審議 会等文書（五の項イ）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ 議事の記録 ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
③立案の検討に関する調査 研究文書（五の項イ）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング ・ 任意パブコメ 		
④行政機関協議文書（五の 項ロ）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 各省への協議案 ・ 各省からの質問・意見 ・ 各省からの質問・意見に対する回答 		

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当 項）	保存期間	具体例
			⑤閣議を求めるとの決裁 文書及び閣議に提出され た文書（五の項ハ）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本方針 案 ・ 基本計画 案 ・ 白書案 ・ 閣議請議 書 ・ 案件表 ・ 配付資料
6	関係行政 機関の長 で構成さ れる会議 （これに 準ずるも のを含 む。この 項におい て同じ。） の決定又 は了解及 びその経 緯	関係行政機 関の長で構 成される会 議の決定又 は了解に関 する立案の 検討及び他 の行政機関 への協議そ の他の重要 な経緯	<p>①会議の決定又は了解に係 る案の立案基礎文書（六 の項イ）</p> <p>②会議の決定又は了解に係 る案の検討に関する調査 研究文書（六の項イ）</p> <p>③会議の決定又は了解に係 る案の検討に関する行政 機関協議文書（六の項イ）</p>	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本方針 ・ 基本計画 ・ 条約その 他の国際約 束 ・ 総理指示 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国・自 治体・民 間企業の 状況調査 ・ 関係団 体・関係 者のヒア リング <ul style="list-style-type: none"> ・ 各省への 協議案 ・ 各省から の質問・意 見 ・ 各省から の質問・ 意見に対 する回答

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当 項）	保存期間	具体例
			④会議に検討のための資料 として提出された文書（六 の項口）及び会議（国務大 臣を構成員とする会議に 限る。）の議事が記録され た文書		・ 配付資料 ・ 議事の記録
			⑤会議の決定又は了解の内 容が記録された文書（六 の項ハ）		・ 決定・了解 文書
7	省議（こ れに準ず るものを 含む。こ の項にお いて同 じ。）の 決定又は 了解及び その経緯	省議の決定 又は了解に 関する立案 の検討その 他の重要な 経緯	①省議の決定又は了解に係 る案の立案基礎文書（七 の項イ）	10年	・ 基本方針 ・ 基本計画 ・ 条約その 他の国際約 束 ・ 大臣指示
			②省議の決定又は了解に係 る案の検討に関する調査 研究文書（七の項イ）		・ 外国・自 治体・民 間企業の 状況調査 ・ 関係団 体・関係 者のヒア リング
			③省議に検討のための資料 として提出された文書（七 の項口）及び省議（国務大 臣を構成員とする省議に 限る。）の議事が記録され た文書		・ 配付資料 ・ 議事の記録
			④省議の決定又は了解の内 容が記録された文書（七 の項ハ）		・ 決定・了解 文書
複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定					

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当 項）	保存期間	具体例	
及びその経緯					
8	複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①申合せに係る案の立案基礎文書（八の項イ） ②申合せに係る案の検討に関する調査研究文書（八の項イ） ③申合せに係る案の検討に関する行政機関協議文書（八の項イ） ④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書（八の項ロ） ⑤申合せの内容が記録された文書（八の項ハ）	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・総理指示 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答 ・開催経緯 ・議事の記録 ・配付資料 ・申合せ

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当 項）	保存期間	具体例
9	他の行政 機関に対 して示す 基準の設 定及びそ の経緯	基準の設定 に関する立 案の検討そ の他の重要 な経緯	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本方針 ・ 基本計画 ・ 条約その 他の国際約 束 ・ 大臣指示 ・ 政務三役 会議の決定 ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ 議事の記 録 ・ 配付資料 ・ 中間答 申、最終 答申、中 間報告、 最終報 告、建 議、提言 ・ 外国・自 治体・民 間企業の 状況調査 ・ 関係団 体・関係 者のヒア リング
		①立案基礎文書（九の項 イ）		
		②立案の検討に関する審議 会等文書（九の項イ）		
		③立案の検討に関する調査 研究文書（九の項イ）		

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当 項）	保存期間	具体例
			④基準を設定するための決 裁文書その他基準の設定 に至る過程が記録された 文書（九の項ロ）		・ 基準案
			⑤基準を他の行政機関に通 知した文書（九の項ハ）		・ 通知
10	地方公共 団体に対 して示す 基準の設 定及びそ の経緯	基準の設定 に関する立 案の検討そ の他の重要 な経緯	①立案基礎文書（九の項 イ）	10年	・ 基本方針 ・ 基本計画 ・ 条約その 他の国際約 束 ・ 大臣指示 ・ 政務三役 会議の決定
			②立案の検討に関する審議 会等文書（九の項イ）		・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ 議事の記 録 ・ 配付資 料・中間答 申、最終答 申、中間報 告、最終報 告、建議、 提言
			③立案の検討に関する調査 研究文書（九の項イ）		・ 外国・自 治体・民 間企業の 状況調査 ・ 関係団 体・関係

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当 項）	保存期間	具体例
					者のヒア リング
			④基準を設定するための決 裁文書その他基準の設定 に至る過程が記録された 文書（九の項ロ）		・ 基準案
			⑤基準を地方公共団体に通 知した文書（九の項ハ）		・ 通知
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯					
11	個人の権 利義務の 得喪及び その経緯	(1) 行政手 続法 （平成 5年法 律第8 8号） 第2条 第8号 ロの審 査基 準、同 号ハの 処分基 準、同 号ニの 行政指 導指針 及び同 法第6 条の標	①立案の検討に関する審議 会等文書（十の項）	10年	・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ 議事の記 録 ・ 配付資料 ・ 中間答 申、最終 答申、中 間報告、 最終報 告、建 議、提言
			②立案の検討に関する調査 研究文書（十の項）		・ 外国・自 治体・民 間企業の 状況調査 ・ 関係団 体・関係 者のヒア リング

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当 項）	保存期間	具体例
	準的な 期間に 関する 立案の 検討そ の他の 重要な 経緯	③意見公募手続文書（十の 項）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査基準 案・処分基 準案・行政 指導指針 案 ・ 意見公募 要領 ・ 提出意見 ・ 提出意見 を考慮し た結果及 びその理 由
		④行政手続法第 2 条第 8 号 口の審査基準、同号ハの 処分基準及び同号ニの行 政指導指針を定めるため の決裁文書（十の項）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査基準 案・処分基 準案・行政 指導指針案
		⑤行政手続法第 6 条の標準 的な期間を定めるための 決裁文書（十の項）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 標準処理期 間案
	(2) 行政手 続法第 2 条第 3 号の 許認可 等（以 下「許 認可 等」と い う。） に關す	許認可等をするための決裁 文書その他許認可等に至る 過程が記録された文書（十 一の項）	10 年（国立公文 書館への移管の措 置をとるべきこと を定めたものに限 る。）又は許認可 等の効力が消滅す る日に係る特定日 以後 5 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査案 ・ 理由

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当 項）	保存期間	具体例
	る重要 な経緯			
	(3)行政手 続法第 2条第 4号の 不利益 処分 (以下 「不利 益処 分」と い う。) に關す る重要 な経緯	不利益処分をするための決 裁文書その他当該処分に至 る過程が記録された文書 (十二の項)	処分がされる日に 係る特定日以後5 年	・ 処分案 ・ 理由 ・ 聴聞通知
	(4)補助金 等(補 助金等 に係る 予算の 執行の 適正化 に關す る法律 (昭和 30年 法律第 179 号)第 2条第	①交付の要件に関する文書 (十三の項イ) ②交付のための決裁文書そ の他交付に至る過程が記 録された文書(十三の項 ロ) ③補助事業等実績報告書 (十三の項ハ)	交付に係る事業が 終了する日に係る 特定日以後5年	・ 交付規則・ 交付要綱・ 実施要領 ・ 審査要領・ 選考基準 ・ 審査案 ・ 理由 ・ 交付決定通 知 ・ 実績報告書

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当 項）	保存期間	具体例
	1 項の 補助金 等をい う。以 下同 じ。） の交付 に關す る重要 な経緯			
	(5) 不服申 立てに 關する 審議會 等にお ける検 討その 他の重 要な経 緯	①不服申立書又は口頭によ る不服申立てにおける陳 述の内容を録取した文書 （十四の項イ）	裁決、決定その他 の処分がされる日 に係る特定日以後 10年	・不服申立書 ・録取書
②審議會等文書（十四の項 ロ）	・諮問 ・議事の記 録 ・配付資料 ・答申、建 議、意見			
③裁決、決定その他の処分を するための決裁文書その 他当該処分に至る過程が 記録された文書（十四の項 ハ）	・弁明書 ・反論書 ・意見書			
④裁決書又は決定書（十四 の項ニ）	・裁決・決定 書			
	(6) 国又は 行政機	①訴訟の提起に関する文書 （十五の項イ）		・訴状 ・期日呼出状

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当 項）	保存期間	具体例
		関を当 事者と する訴 訟の提 起その 他の訴 訟に関 する重 要な経 緯	②訴訟における主張又は立 証に関する文書（十五の項 ロ）	訴訟が終結する日 に係る特定日以後 10年	・ 答弁書 ・ 準備書面 ・ 各種申立書 ・ 口頭弁論 ・ 証人等調書 ・ 書証
			③判決書又は和解調書（十 五の項ハ）		・ 判決書 ・ 和解調書
12	法人の権 利義務の 得喪及び その経緯	(1) 行政手 続法第 2条第 8号ロ の審査 基準、 同号ハ の処分 基準、 同号二 の行政 指導指 針及び 同法第 6条の 標準的 な期間 に關す る立案 の検討	①立案の検討に関する審議 会等文書（十の項）	10年	・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ 議事の記 録 ・ 配付資料 ・ 中間答 申、最終 答申、中 間報告、 最終報 告、建 議、提言
			②立案の検討に関する調査 研究文書（十の項）		・ 外国・自 治体・民 間企業の 状況調査 ・ 関係団 体・関係 者のヒア リング

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当 項）	保存期間	具体例
	その他 の重要 な経緯	③意見公募手続文書（十の 項）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査基準 案・処分基 準案・行政 指導指針 案 ・ 意見公募 要領 ・ 提出意見 ・ 提出意見 を考慮し た結果及 びその理 由
		④行政手続法第 2 条第 8 号 口の審査基準、同号ハの 処分基準及び同号ニの行 政指導指針を定めるため の決裁文書（十の項）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査基準 案・処分基 準案・行政 指導指針 案
		⑤行政手続法第 6 条の標準 的な期間を定めるための 決裁文書（十の項）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 標準処理期 間案
	(2) 許認可 等に関 する重 要な経 緯	許認可等をするための決裁 文書その他許認可等に至る 過程が記録された文書（十 一の項）	10 年（国立公文 書館への移管の措 置をとるべきこと を定めたものに限 る。）又は許認可 等の効力が消滅す る日に係る特定日 以後 5 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査案 ・ 理由
	(3) 不利益 処分に 関する	不利益処分をするための決 裁文書その他当該処分に至 る過程が記録された文書 （十二の項）	処分がされる日に 係る特定日以後 5 年 5 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処分案 ・ 理由 ・ 聴聞通知

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当 項）	保存期間	具体例
	重要な 経緯			
	(4) 補助金 等の交 付（地 方公共 団体に 対する 交付を 含 む。） に 関 す る 重 要 な 経 緯	① 交付の要件に関する文書 （十三の項イ）	交付に係る事業が 終了する日に係る 特定日以後5年	・ 交付規則・ 交付要綱・ 実施要領 ・ 審査要領・ 選考基準
② 交付のための決裁文書そ の他交付に至る過程が記 録された文書（十三の項 ロ）		・ 審査案 ・ 理由 ・ 交付決定通 知		
③ 補助事業等実績報告書 （十三の項ハ）		・ 実績報告書		
	(5) 不服申 立てに 関 す る 審 議 会 等 に お け る 検 討 そ の 他 の 重 要 な 経 緯	① 不服申立書又は口頭によ る不服申立てにおける陳 述の内容を録取した文書 （十四の項イ）	裁決、決定その他 の処分がされる日 に係る特定日以後 10年	・ 不服申立書 ・ 録取書
② 審議会等文書（十四の項 ロ）		・ 諮問 ・ 議事の記 録 ・ 配付資料 ・ 答申、建議、 意見		
③ 裁決、決定その他の処分を するための決裁文書そ の他当該処分に至る過程が 記録された文書（十四の項 ハ）		・ 弁明書 ・ 反論書 ・ 意見書		
④ 裁決書又は決定書（十四 の項ニ）		・ 裁決・決定 書		
	(6) 国又は 行政機	① 訴訟の提起に関する文書 （十五の項イ）		・ 訴状 ・ 期日呼出状

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当 項）	保存期間	具体例
		関を当 事者と する訴 訟の提 起その 他の訴 訟に関 する重 要な経 緯	②訴訟における主張又は立 証に関する文書（十五の項 ロ）	訴訟が終結する日 に係る特定日以後 10年	・ 答弁書 ・ 準備書面 ・ 各種申立書 ・ 口頭弁論 ・ 証人等調書 ・ 書証
			③判決書又は和解調書（十 五の項ハ）		・ 判決書 ・ 和解調書
職員の人事に関する事項					
13	職員の人 事に関する 事項	(1) 人事評 価実施 規程の 制定又 は変更 及びそ の経緯	①立案の検討に関する調査 研究文書（十六の項イ）	10年	・ 外国・自 治体・民 間企業の 状況調査
			②制定又は変更のための決 裁文書（十六の項ロ）		・ 関係団 体・関係 者のヒア リング
			③制定又は変更についての 協議案、回答書その他の 内閣総理大臣との協議に 関する文書（十六の項 ハ）		・ 協議案 ・ 回答書
			④軽微な変更についての内 閣総理大臣に対する報告 に関する文書（十六の項 ニ）		・ 報告書
		(2) 職員の 研修の 実施に	①計画の立案に関する調査 研究文書（十七の項）	3年	・ 外国・自 治体・民 間企業の

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当 項）	保存期間	具体例
		関する 計画の 立案の 検討そ の他の 職員の 研修に 関する 重要な 経緯		状況調査 ・関係団 体・関係 者のヒア リング ・計画案 ・実績
		②計画を制定又は改廃する ための決裁文書（十七の 項） ③職員の研修の実施状況が 記録された文書（十七の 項）		
		(3) 職員の 兼業の 許可に 関する 重要な 経緯	3年	・申請書 ・承認書
		(4) 退職手 当の支 給に関 する重 要な経 緯	支給制限その他の 支給に関する処分 を行うことができ る期間又は5年の いずれか長い期間	・調書
その他の事項				

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当 項）	保存期間	具体例
14	告示、訓 令及び通 達の制定 又は改廃 及びその 経緯	(1)告示の 立案の検討 その他の重 要な経緯 （1の項か ら13の項 までに掲げ るものを除 く。）	①立案の検討に関する審議 会等文書（二十の項イ）	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記 録 ・配付資料 ・中間答 申、最終 答申、中 間報告、 最終報 告、建 議、提言
			②立案の検討に関する調査 研究文書（二十の項イ）		・外国・自 治体・民 間企業の 状況調査 ・関係団 体・関係 者のヒア リング
			③意見公募手続文書（二十 の項イ）		・告示案 ・意見公募 要領 ・提出意見 ・提出意見 を考慮し た結果及 びその理 由
			④制定又は改廃のための決 裁文書（二十の項ロ）		・告示案
			⑤官報公示に関する文書 （二十の項ハ）		・官報

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当 項）	保存期間	具体例
		(2)訓令及 び通達 の立案 の検討 その他 の重要 な経緯 （1の 項から 13の項 までに 掲げる ものを 除 く。）	①立案の検討に関する調査 研究文書（二十の項イ）	10年	・外国・自 治体・民 間企業の 状況調査 ・関係団 体・ 関係者の ヒアリン グ
			②制定又は改廃のための決 裁文書（二十の項ロ）		・訓令案・ 通達案 ・行政文書 管理規則案 ・公印規程 案
15	予算及び 決算に関 する事項	(1)歳入、 歳出、 継続 費、繰 越明許 費及び 国庫債 務負担 行為の 見積に 関する 書類の 作製そ 他の 予算に 関する 重要な 経緯	①歳入、歳出、継続費、繰越 明許費及び国庫債務負担 行為の見積りに関する書 類並びにその作製の基礎 となった意思決定及び当 該意思決定に至る過程が 記録された文書（二十一の 項イ）	10年	・概算要求 の方針 ・大臣指示 ・政務三役 会議の決 定 ・省内調整 ・概算要求 書

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当 項）	保存期間	具体例
		②財政法（昭和22年法律第34号）第20条第2項の 予定経費要求書等並びに その作製の基礎となった 意思決定及び当該意思決 定に至る過程が記録され た文書（二十一の項ロ）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定経費 要求書 ・ 継続費要 求書 ・ 繰越明許 費要求書 ・ 国庫債務 負担行為 要求書 ・ 予算決算 及び会計 令第12 条の規定 に基づく 予定経費 要求書等 の各目明 細書
		③①及び②に掲げるものの ほか、予算の成立に至る 過程が記録された文書 （二十一の項ハ）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政事業 レビュー ・ 執行状況 調査

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当 項）	保存期間	具体例
		④歳入歳出予算、継続費及 び国庫債務負担行為の配 賦に関する文書（二十一 の項二）		・ 予算の配 賦通知
	(2)歳入及 び歳出 の決算 報告書 並びに 国の債 務に関 する計 算書の 作製そ の他の 決算に 関する 重要な 経緯 （5の 項(2) 及び (4)に 掲げる	①歳入及び歳出の決算報告 書並びにその作製の基礎 となった意思決定及び当 該意思決定に至る過程が 記録された文書（二十二の 項イ）	5年	・ 歳入及び 歳出の決 算報告書 ・ 国の債務 に関する 計算書 ・ 継続費決 算報告書 ・ 歳入徴収 額計算書 ・ 支出計算 書 ・ 歳入簿・ 歳出簿・ 支払計画 差引簿 ・ 徴収簿 ・ 支出決定 簿 ・ 支出簿

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当 項）	保存期間	具体例
		ものを 除 く。)			<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出負担 行為差引 簿 ・ 支出負担 行為認証 官の帳簿
			②会計検査院に提出又は送 付した計算書及び証拠書 類（二十二の項ロ）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 計算書 ・ 証拠書類 （※会計 検査院保 有のもの を除く。）
			③会計検査院の検査を受け た 結果に関する文書（二十 二の項ハ）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 意見又は 処置要求 （※会計 検査院保 有のもの を除く。）
			④①から③までに掲げるも ののほか、決算の提出に 至る過程が記録された文 書（二十二の項ニ）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 調書
			⑤国会における決算の審査 に関する文書（二十二の 項ホ）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 警告決議 に対する 措置 ・ 指摘事項 に対する 措置
16	機構及び 定員に関 する事項	機構又は定 員の要求に 関する重要 な経緯	機構及び定員の要求に関す る文書並びにその基礎とな った意思決定及び当該意思	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大臣指示 ・ 政務三役 会議の決 定

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当 項）	保存期間	具体例
			決定に至る過程が記録され た文書（二十三の項）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 省内調整 ・ 機構要求書 ・ 定員要求書 ・ 定員合理化計画
17	独立行政 法人等に 関する事 項	(1) 独立行 政法人 通則法 （平成 11年 法律第 103 号）そ 他の 法律の 規定に よる中 期目標 （独立 行政法 人通則 法第2 条第3 項に規 定する 国立研 究開発 法人に あって は中長 期目	<p>①立案の検討に関する調査 研究文書（二十四の項 イ）</p> <p>②制定又は変更のための決 裁文書（二十四の項ロ）</p> <p>③中期計画（独立行政法人 通則法第2条第3項に規 定する国立研究開発法人 にあっては中長期計画、 同条第4項に規定する行 政執行法人にあっては事 業計画）、事業報告書そ 他の中期目標の達成に 関し法律の規定に基づき 独立行政法人等により提 出され、又は公表された 文書（二十四の項ハ）</p>	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国・自 治体・民 間企業の 状況調査 ・ 関係団 体・関係 者のヒア リング ・ 中期目標 案 ・ 中期計画 ・ 年度計画 ・ 事業報告 書

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当 項）	保存期間	具体例
	<p>標、同 条第4 項に規 定する 行政執 行法人 にあっ ては年 度目 標。以 下この 項にお いて同 じ。） の制定 又は変 更に関 する立 案の検 討その 他の重 要な経 緯</p>			
	<p>(2)独立行 政法人 通則法 その他 の法律 の規定 による 報告及 び検査 その他</p>	<p>①指導監督をするための決 裁文書その他指導監督に 至る過程が記録された文 書（二十五の項イ）</p> <hr/> <p>②違法行為等の是正のため 必要な措置その他の指導 監督の結果の内容が記録 された文書（二十五の項 ロ）</p>	<p>5年</p>	<p>・報告 ・検査</p> <hr/> <p>・是正措置 の要求 ・是正措置</p>

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当 項）	保存期間	具体例
		の指導 監督に 関する 重要な 経緯			
18	政策評価 に関する 事項	行政機関が 行う政策の 評価に関す る法律（平 成13年法 律第86 号）以下 「政 策評価法」 という。） 第6条の基 本計画の立 案の検討、 政策評価法 第10条 第1項の評 価書の作成 その他の政 策評価の実 施に関する 重要な経緯	①政策評価法第6条の基本 計画又は政策評価法第7 条第1項の実施計画の制 定又は変更に係る審議会 等文書 （二十六の項イ） ②基本計画又は実施計画の 制定又は変更に至る過程 が記録された文書（二十 六の項イ） ③基本計画の制定又は変更 のための決裁文書及び当 該制定又は変更の通知に 関する文書（二十六の項 イ） ④実施計画の制定又は変更 のための決裁文書及び当 該制定又は変更の通知に 関する文書（二十六の項 イ）	10年	・ 開催経緯 ・ 議事の記 録 ・ 配付資料 ・ 中間報 告、最終 報告、提 言 ・ 外国・自 治体・民 間企業の 状況調査 ・ 関係団 体・関係 者のヒア リング ・ 基本計画 案 ・ 通知 ・ 事後評価 の実施計 画案 ・ 通知

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当 項）	保存期間	具体例
			⑤評価書及びその要旨の作成のための決裁文書並びにこれらの通知に関する文書その他当該作成の過程が記録された文書（19の項に掲げるものを除く。）（二十六の項イ）		・ 評価書 ・ 評価書要旨
			⑥政策評価の結果の政策への反映状況の作成に係る決裁文書及び当該反映状況の通知に関する文書その他当該作成の過程が記録された文書（二十六の項ハ）		・ 政策への反映状況案 ・ 通知
19	公共事業の実施に関する事項	直轄事業として実施される公共事業の事業計画の立案に関する検討、関係者との協議又は調整及び事業の施工その他の重要な経緯	①立案基礎文書（二十七の項イ） ②立案の検討に関する審議会等文書（二十七の項イ）	事業終了の日に係る特定日以後5年又は事後評価終了の日に係る特定日以後10年のいずれか長い期間	・ 基本方針 ・ 基本計画 ・ 条約その他の国際約束 ・ 大臣指示 ・ 政務三役会議の決定 ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ 議事の記録 ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当 項）	保存期間	具体例
				告、建 議、提言
		③立案の検討に関する調査 研究文書（二十七の項 イ）		・外国・自 治体・民 間企業の 状況調査 ・関係団 体・関係 者のヒア リング ・環境影響 評価準備書 ・環境影響 評価書
		④政策評価法による事前評 価に関する文書（二十七 の項へ）		・事業評価 書 ・評価書要 旨
		⑤公共事業の事業計画及び 実施に関する事項につい ての関係行政機関、地方 公共団体その他の関係者 との協議又は調整に関す る文書（二十七の項ロ）		・協議・調 整経緯
		⑥事業を実施するための決 裁文書（二十七の項ハ）		・実施案
		⑦事業の経費積算が記録さ れた文書その他の入札及 び契約に関する文書（二 十七の項ニ）		・経費積算 ・仕様書 ・業者選定 基準 ・入札結果

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当 項）	保存期間	具体例
			⑧工事誌、事業完了報告書 その他の事業の施工に関 する文書（二十七の項 ホ）		・ 工事誌 ・ 事業完了 報告書 ・ 工程表・ 工事成績 評価書
			⑨政策評価法による事後評 価に関する文書（二十七 の項へ）		・ 事業評価 書 ・ 評価書要 旨
20	栄典又は 表彰に関 する事項	栄典又は表 彰の授与又 は剥奪の重 要な経緯 （5の項 （4）に掲げ るものを除 く。）	栄典又は表彰の授与又は剥 奪のための決裁文書及び伝 達の文書（二十八の項）	10年	・ 選考基準 ・ 選考案 ・ 伝達 ・ 受章者名 簿
21	国会及び 審議会等 における 審議等に 関する事 項	(1) 国会審 議（1 の項か ら20 の項ま でに掲 げるも のを除 く。）	国会審議文書（二十九の 項）国会審議に関する文書 （議案の趣旨の説明、想定 される質問に対する回答が 記録された文書、審議の記 録を含む。）	10年	・ 議員への 説明 ・ 趣旨説明 ・ 想定問答 ・ 答弁書 ・ 国会審議 録
		(2) 審議会 等（1 の項か ら20 の項ま でに掲	審議会等文書（二十九の 項）		・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ 議事の記 録 ・ 配付資料 ・ 中間答

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当 項）	保存期間	具体例
		げるも のを除 く。）			申、最終 答申、中 間報告、 最終報 告、建 議、提言
22	文書の管 理等に関 する事項	文書の管理 等	①行政文書ファイル管理簿 その他の業務に常時利用 するものとして継続的に 保存すべき行政文書（三 十の項）	常用（無期限）	・行政文書 ファイル 管理簿
			②取得した文書の管理を行 うための帳簿（三十一の 項）等	5年	・受付簿 ・第24条 第3項に 規定する 行政文書 ファイル 等の廃棄 の記録
			③決裁文書の管理を行うた めの帳簿（三十二の項）	30年	・文書原簿
			④行政文書ファイル等の移 管又は廃棄の状況が記録 された帳簿（三十三の 項）	20年	・移管・廃 棄簿
23	検査等に 関する事 項	法令に基づ く報告及び 検査その他 の指導監督 （1の項か ら22の項 に掲げるも のを除く）	①法令に基づく報告及び検 査の内容が記録された文 書	5年	・報告 ・検査
			②法令に基づく違法行為等 の是正その他必要とされ る措置の内容が記録され た文書		・是正措置 の要求 ・是正措置

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当 項）	保存期間	具体例
24	試験に関する事項	試験に関する立案の検討、試験の実施、受験者の管理に関する経緯（1の項から23の項までに掲げるものを除く。）	①立案の検討に関する審議会等文書及び調査研究文書	5年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ 議事の記録 ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング
			②試験を実施するための決裁文書		<ul style="list-style-type: none"> ・ 試験実施案
			③試験の記録について管理する文書		<ul style="list-style-type: none"> ・ 合格者名簿
25	国際会議、外国政府又はこれに準	国際会議、外国政府又はこれに準ずる主体と	①重要な政策方針の決定を伴う国際会議及び外国政府又はこれに準ずる主体との協議に関する文書	30年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 議事の記録 ・ 配付資料 ・ 最終報告

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当 項）	保存期間	具体例
	ずる主体 との協 議、国際 協力及び 国際交流 に関する 事項	の協議、国 際協力及び 国際交流に 関する重要 な経緯（1 の項から2 4の項まで に掲げるも のを除 く。）	②経済産業大臣又はその代 理が出席する国際会議及 び外国政府若しくはこれ に準ずる主体との協議 （①に掲げるものを除 く。）に関する文書	10年	・開催経緯 ・議事の記 録 ・配付資料 ・最終報告
			③政府開発援助、国際緊急 援助に関する文書（基本 方針、計画、評価に関す る文書）		・基本方針 ・基本計画 ・評価書
			④政府開発援助、国際緊急 援助を実施するための決 裁文書		・実施案
26	通商問題 又は国際 経済紛争 に係る事 項	通商問題に 係る多国間 又は二国間 の協議及び 国際経済紛 争に関する 重要な経緯 （1の項か ら25の項 までに掲げ るものを除 く。）	通商問題に係る多国間又は 二国間の協議及び国際経済 紛争に関する重要な経緯に 関する文書（25の項①及 び②に掲げるものを除 く。）	10年	・議事の記 録 ・最終報告
27	統計に関 する事項	統計に関す る重要な経 緯（1の項 から26の 項までに掲 げるものを 除く。）	①統計の企画立案に関する 経緯が記録された文書	5年	・基本方針 ・基本計画 ・要領
			②統計の承認に関する経緯 が記録された文書		・承認申請 書
			③統計の実施に関する経緯 が記録された文書		・実施案 ・事務処理 基準

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当 項）	保存期間	具体例	
		④調査票（記録媒体を問わ ず実査段階において作 成・収集されたもの）	調査規則で定めて いる期間又は調査 計画に定める期間	・ 調査票	
		⑤統計の集計結果に関する 文書	20年	・ 調査報告 書	
		⑥統計の二次利用のための 調査票情報文書	永年	・ 調査票情 報	
		⑦統計の集計結果の正確性 の検証のための文書		・ 集計結果 の作成に 活用した 統計及び 行政記録 情報	
28	契約に関 する事項	契約に關す る重要な経 緯（1の項 から27の 項までに掲 げるものを 除く。）	契約に係る決裁文書及びそ の他契約に至る過程が記録 された文書	契約が終了する日 に係る特定日以後 5年	・ 仕様書案 ・ 協議・調 整経緯

備考

一 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- 1 立案基礎文書 立案の基礎となった国政に関する基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定又は条約その他の国際約束が記録された文書
- 2 審議会等文書 審議会その他の合議制の機関又は専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合（この表において「審議会等」という。）に検討のための資料として提出された文書及び審議会等の議事、答申、建議、報告若しくは意見が記録された文書その他審議会等における決定若しくは了解又はこれらに至る過程が記録された文書
- 3 調査研究文書 調査又は研究の結果及び当該結果に至る過程が記録された文書
- 4 決裁文書 経済産業省の意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を経済産業省の意思として決定し、又は確認した行政文書
- 5 意見公募手続文書 意見公募手続の実施及び結果の公示に関する決裁文書

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当 項）	保存期間	具体例
		<p>6 行政機関協議文書 他の行政機関への協議に係る案、当該協議に関する他の行政機関の質問若しくは意見又はこれらに対する回答が記録された文書その他の当該協議に関する文書</p> <p>7 国会審議文書 国会における議案の趣旨の説明又は審議の内容が記録された文書、国会において想定される質問に対する回答に関する文書その他の国会審議に関する文書</p> <p>8 関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。） 閣僚委員会、副大臣会議その他の二以上の行政機関の大臣等（国务大臣、副大臣、大臣政務官その他これらに準ずる職員をいう。以下同じ。）で構成される会議</p> <p>9 省議（これに準ずるものを含む。） 省議、政務三役会議その他の一の行政機関の大臣等で構成される会議</p> <p>10 特定日 第16条第12項（施行令第8条第9項）の保存期間が確定することとなる日（19の項にあっては、事業終了の日又は事後評価終了の日）の属する年度の翌年度の4月1日（当該確定することとなる日から1年以内の日であって、4月1日以外の日を特定日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日）</p> <p>二 職員の人事に関する事項について、内閣官房令、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ内閣官房令、人事院規則の規定による。</p> <p>三 本表の第三欄は、法第4条の趣旨を踏まえ、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証する観点から重要な行政文書を示しているものことから、同欄における「過程が記録された文書」は、当該行政機関における重要な経緯が記録された文書である。</p> <p>四 本表各項の第四欄に掲げる保存期間については、それぞれ当該各項の第二欄に掲げる業務を主管する課等の文書管理者に適用するものとする。</p> <p>五 本表各項の第五欄に掲げる具体例は、法第4条の趣旨を踏まえ、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証する観点から作成が必要な行政文書の例を示しているものであって、同欄に記載の文書のみを保存すれば必要十分であることを意味するものではない。</p> <p>六 本表が適用されない行政文書については、文書管理者は、本表の規定を参酌し、当該文書管理者が所掌する事務及び事業の性質、内容等に応じた保存期間基準を定めるものとする。</p>		

別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

1 基本的考え方

法第1条の目的において、「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであること」及び「国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすること」とされ、法第4条において、経緯も含めた意思決定に至る過程及び事務・事業の実績を合理的に跡付け、検証することができるよう文書を作成しなければならない旨が規定されており、以下の【Ⅰ】～【Ⅳ】のいずれかに該当する文書は、「歴史資料として重要な公文書その他の文書」に当たり、保存期間満了後には国立公文書館に移管するものとする。

【Ⅰ】国の機関及び独立行政法人等の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書

【Ⅱ】国民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書

【Ⅲ】国民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書

【Ⅳ】国の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書

2 具体的な移管・廃棄の判断指針

1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～(6)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。

(1) 業務単位での保存期間満了時の措置

①別表第1に掲げられた業務に係る行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置については、次の表（用語の意義は、別表第1の用語の意義による。）の右欄のとおりとする。

事項	業務の区分	保存期間満了時の措置
法令の制定又は改廃及びその経緯		
1 法律の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討	移管
	(2) 法律案の審査	
	(3) 他の行政機関への協議	
	(4) 閣議	
	(5) 国会審議	
	(6) 官報公示その他の公布	

	(7) 解釈又は運用の基準の設定	
2 条約その他の国際約束の締結及び経緯	(1) 締結の検討	移管（経済協力関係等で定型化し、重要性がないものは除く。）
	(2) 条約案の審査	
	(3) 閣議	
	(4) 国会審議	
	(5) 締結	
	(6) 官報公示その他の公布	
3 政令の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討	移管
	(2) 政令案の審査	
	(3) 意見公募手続	
	(4) 他の行政機関への協議	
	(5) 閣議	
	(6) 官報公示その他の公布	
	(7) 解釈又は運用の基準の設定	
4 省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討	移管
	(2) 意見公募手続	
	(3) 制定又は改廃	
	(4) 官報公示	
	(5) 解釈又は運用の基準の設定	
閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯		
5 閣議の決定又は了解及びその経緯	(1) 予算に関する閣議の求め及び予算の国会提出その他の重要な経緯	移管
	(2) 決算に関する閣議の求め及び決算の国会提出その他の重要な経緯	
	(3) 質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯	
	(4) 基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に附された案件に関する立案の検討及び閣議	

	の求めその他の重要な経緯 (1の項から4の項まで及び 5の項(1)から(3)までに掲げ るものを除く。)	
6 関係行政機関の長で構成される会議(これに準ずるものを含む。この項において同じ。)の決定又は了解及びその経緯	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	移管
7 省議(これに準ずるものを含む。この項において同じ。)の決定又は了解及びその経緯	省議の決定又は了解に関する立案の検討その他の重要な経緯	移管
複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯		
8 複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	移管
9 他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	移管
10 地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	移管
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯		
11 個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準及び同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯	移管
	(2)許認可等に関する重要な経緯	

	(3) 不利益処分に関する重要な経緯	廃棄
	(4) 補助金等の交付に関する重要な経緯	以下について移管 ・ 補助金等の交付の要件に関する文書
	(5) 不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	以下について移管 ・ 法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの ・ 審議会等の裁決等について年度ごとに取りまとめたもの
	(6) 国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	以下について移管 ・ 法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの
12 法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1) 行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯	移管
	(2) 許認可等に関する重要な経緯	以下について移管 ・ 運輸、郵便、電気通信事業その他の特に重要な公益事業に関するもの ・ 公益法人等の設立・廃止等、指導・監督等に関するもの
	(3) 不利益処分に関する重要な経緯	以下について移管 ・ 運輸、郵便、電気通信事業その他の特に重要な公益事業に関するもの ・ 公益法人等及び公益信託に関するもの
	(4) 補助金等の交付（地方公共団	以下について移管

		体に対する交付を含む。)に関する重要な経緯	・補助金等の交付の要件に関する文書 ・補助事業等実績報告書に関するもの
		(5)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの ・審議会等の裁決等について年度ごとに取りまとめたもの
		(6)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの
職員の人事に関する事項			
13 職員の人事に関する事項		(1)人事評価実施規程の制定又は変更及びその経緯	移管
		(2)職員の研修の実施に関する計画の立案の検討その他の職員の研修に関する重要な経緯	廃棄 ※別表第1の備考二に掲げるものも同様とする。 (ただし、閣議等に関わるものについては移管)
		(3)職員の兼業の許可に関する重要な経緯	
		(4)退職手当の支給に関する重要な経緯	
その他の事項			
14	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1)告示の立案の検討その他の重要な経緯(1の項から13の項までに掲げるものを除く。)	廃棄
		(2)訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯(1の項から13の項までに掲げるものを除く。)	以下について移管 ・行政文書管理規則その他の重要な訓令及び通達の制定又は改廃のための決裁文書
15	予算及び決算	(1)歳入、歳出、継続費、繰越明	以下について移管

	<p>に関する事項</p>	<p>許費及び国庫債務負担行為の見積りに関する書類の作製その他の予算に関する重要な経緯（5の項(1)及び(4)に掲げるものを除く。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政法第17条第2項の規定による歳入歳出等見積書類の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した歳入歳出等見積書類を含む。） ・ 財政法第20条第2項の予定経費要求書等の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した予定経費要求書等を含む。） ・ 上記のほか、行政機関における予算に関する重要な経緯が記録された文書
		<p>(2) 歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯（5の項(2)及び(4)に掲げるものを除く。）</p>	<p>以下について移管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政法第37条第1項の規定による歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書を含む。） ・ 財政法第37条第3項の規定による継続費決算報告書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録さ

			<p>れた文書（財務大臣に送付した継続費決算報告書を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政法第 35 条第 2 項の規定による予備費に係る調書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した予備費に係る調書を含む。） ・ 上記のほか、行政機関における決算に関する重要な経緯が記録された文書
16	機構及び定員に関する事項	機構及び定員の要求に関する重要な経緯	移管
17	独立行政法人等に関する事項	(1) 独立行政法人通則法その他の法律の規定による中期目標（独立行政法人通則法第 2 条第 3 項に規定する国立研究開発法人にあつては中長期目標、同条第 4 項に規定する行政執行法人にあつては年度目標）の制定又は変更に関する立案の検討その他の重要な経緯	移管
		(2) 独立行政法人通則法その他の法律の規定による報告及び検査その他の指導監督に関する重要な経緯	移管
18	政策評価に関する事項	政策評価法第 6 条の基本計画の立案の検討、政策評価法第 10 条第 1 項の評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯	移管
19	公共事業の実	直轄事業として実施される公共	以下について移管

	施に関する事項	事業の事業計画の立案に関する検討、関係者との協議又は調整及び事業の施工その他の重要な経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総事業費が特に大規模な事業（例：100 億円以上）については、事業計画の立案に関する検討、環境影響評価、事業完了報告、評価書その他の重要なもの ・ 総事業費が大規模な事業（例：10 億円以上）については、事業計画の立案に関する検討、環境影響評価、事業完了報告、評価書その他の特に重要なもの ・ 工事誌
20	栄典又は表彰に関する事項	栄典又は表彰の授与又は剥奪の重要な経緯（5の項(4)に掲げるものを除く。）	以下について移管 <ul style="list-style-type: none"> ・ 栄典制度の創設・改廃に関するもの ・ 叙位・叙勲・褒章の選考・決定に関するもの ・ 国民栄誉賞等特に重要な大臣表彰に係るもの ・ 国外の著名な表彰の授与に関するもの
21	国会及び審議会等における審議等に関する事項	(1) 国会審議（1の項から20の項までに掲げるものを除く。）	以下について移管 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大臣の演説に関するもの ・ 会期ごとに作成される想定問答
		(2) 審議会等（1の項から20の項までに掲げるものを除く。）	以下について移管 <ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会その他の合議制の機関（部会、小委員会等を含む。）及び懇談会等行政運営上の会合に関するもの
22	文書の管理等に関する事項	文書の管理等	以下について移管 <ul style="list-style-type: none"> ・ 移管・廃棄簿
23	検査等に関する事項	法令に基づく報告及び検査その	廃棄

	る事項	他の指導監督（１の項から２２の項に掲げるものを除く）	
２４	試験に関する事項	試験に関する立案の検討、試験の実施、受験者の管理に関する経緯（１の項から２３の項までに掲げるものを除く。）	廃棄
２５	国際会議、外国政府又はこれに準ずる主体との協議、国際協力及び国際交流に関する事項	国際会議、外国政府又はこれに準ずる主体との協議、国際協力及び国際交流に関する重要な経緯（１の項から２４の項までに掲げるものを除く。）	以下について移管 <ul style="list-style-type: none"> ・国際機関（ＩＭＦ，ＩＬＯ，ＷＨＯ等）に関する会議又は閣僚が出席した会議等であつて、重要な国際的意思決定が行われた会議に関する準備、実施、参加、会議の結果等に関する文書 ・国際機関（Ｇ７，Ｇ２０，ＷＴＯ，ＡＰＥＣ等）及び外国政府又はこれに準ずる主体との協議に係る重要な経緯に関する文書 ・政府開発援助、国際緊急援助の基本的な方針、計画、実施及び評価に関する文書 ・国賓等の接遇に関する文書 <p>のうち重要なもの</p>
２６	通商問題又は国際経済紛争に係る事項	通商問題に係る多国間又は二国間の協議及び国際経済紛争に関する重要な経緯（１の項から２５の項までに掲げるものを除く。）	以下について移管 <ul style="list-style-type: none"> ・通商問題に係る多国間又は二国間の協議及び国際経済紛争に関する重要な経緯に関する文書のうち特に重要なもの
２７	統計に関する	統計に関する重要な経緯（１の	以下について移管

	事項	項から26の項までに掲げるものを除く。）	・ 基幹統計調査及び一般統計 調査の企画立案に関する文書、承認申請書及び調査報告書
28	契約に関する事項	契約に関する重要な経緯（1の項から27の項までに掲げるものを除く。）	廃棄

② 以下の左欄の事項に係る歴史公文書等の具体例は、右欄のとおりであることから、これらの歴史公文書等を含む行政文書ファイル等を移管することとする。

事項	歴史公文書等の具体例
各行政機関において実施・運用している制度（例：政策評価、情報公開、予算・決算、補助金等、機構・定員、人事管理、統計等）について、制度を所管する行政機関による当該制度の運用状況の把握等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本計画 ・ 年間実績報告書等 ・ 施行状況調査・実態状況調査 ・ 意見・勧告 ・ その他これらに準ずるもの
その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年次報告書 ・ 広報資料 ・ 大臣記者会見録 ・ 大臣等の事務引継書

注 移管については、当該業務を主管する課等の文書管理者において行うものとする。

(2) 政策単位での保存期間満了時の措置

- ① 国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に活かされるような以下の特に重要な政策事項等に関するものについては、1の基本的考え方に照らして、(1)①の表で「廃棄」とされているものも含め、原則として移管するものとする。

(災害及び事故事件への対処)

激甚災害指定を受けた災害に関するもの、腸管出血性大腸菌O157や新型コロナウイルス感染症など大流行により社会的な影響をもたらした感染症等に関するもの、日本航空123便の御巣鷹山墜落事故、ナホトカ号油流出事故など甚大な被害を始め社会や環境に大きな影響をもたらした事故に関するもの、地下鉄サリン事件（オウム真理教対策）など社会やその後の政策に大きな影響をもたらした事件に関するもの

注1 東日本大震災関連の行政文書等の取扱いについては、平成24年4月10日付け内閣府大臣官房公文書管理課長通知「東日本大震災に関する行政文書ファイル等の扱いについて」及び平成24年6月18日付け内閣府大臣官房公文書管理課長・独立行政法人国立公文書館通知「東日本大震災に関する行政文書ファイル等の移管に係る基本的考えについて」を参照すること。

注2 新型コロナウイルス感染症関連の行政文書等の取扱いについては、令和2年3月10日付け内閣府大臣官房公文書管理課長「行政文書の管理における「歴史的緊急事態」の決定について」、令和2年5月28日付け内閣府大臣官房公文書管理課長通知「新型コロナウイルス感染症に係る事態への対応に関する行政文書ファイル等の整理及び保存等の運用上の留意点について（通知）」及び令和4年3月18日付け内閣府大臣官房公文書管理課長通知の添付資料等を参照すること。

(我が国における行政等の新たな仕組みの構築)

中央省庁等改革、不良債権処理関連施策、情報公開法や公文書管理法のように行政機関に共通して適用される法制度の創設、天皇の退位、新たな省庁の設置等

(国際的枠組みの創設)

気候変動に関する京都会議関連施策、サッカーワールドカップ日韓共催、2020年東京オリンピック・パラリンピック等

(革新的又は先端的な技術の研究開発)

スーパーコンピュータ、衛星技術等

② 領土・主権に関連する文書については、1の【IV】に該当する可能性が極めて高いことから、原則として移管するものとする。

なお、「領土・主権に関連する文書」とは、北方領土及び竹島に関する我が国の基本的立場及び対応に関して作成又は取得した文書のみならず、北方領土及び竹島に関する情報を記載又は記録をした海洋、漁業、鉱物資源及び環境に関する調査その他の調査、教育、地図の作成、航海その他の施策に関する文書も指す。また、尖閣諸島に関しては、領土問題ではないものの、同様の考え方にに基づき対処する。

(3) 昭和27年度までに作成・取得された文書

昭和27年度までに作成・取得された文書（日本国との平和条約（昭和27年条約第5号。いわゆる「サンフランシスコ平和条約」）公布までに作成・取得されたものをいう。当時において行政機関の職員に作成・取得されたものに限らない。）は、現下の行政制度と大きく異なる制度の下で作成・取得されたものであることから、我が国の来歴を知る上で重要な情報が記録された希少な文書といえるため、全て移管するものとする。

(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書

特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密の保護に関する法律、特定秘密の保護に関する法律施行令及び特定秘密の指定及びその解除並びに適正評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。

(5) (1)から(4)に記載のない文書

(1)から(4)に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各課等において個別に判断するものとする。

(6) 注意事項

- ① 「移管」とされている文書が含まれている行政文書ファイル等は全て移管することとする。ただし、まとめ直しを行った上で、改めて保存期間満了時の措置を設定することは可能とする。
- ② 移管については、当該業務を主管する課室等の文書管理者において行うものとする。
- ③ 保存期間満了時の措置が「廃棄」とされている行政文書ファイル等についても、1.【I】～【IV】に該当すると判断される場合には、移管すべきものである場合がある（例：直轄事業として実施される総事業費10億円未満の公共事業であっても、歴史的に重要な建造物を修繕した場合や、国会で議論され、国民の関心事項となった事柄等）。また、当初「廃棄」とした行政文書ファイル等についても、保存期間中に生じた出来事などによって歴史的重要性を帯びる可能性があり、その場合には、保存期間満了時の措置を「移管」に変更する必要がある。
- ④ 移管することとされた文書に関連する広報資料については、移管文書の理解に資するため、必ず当該移管する文書を含む行政文書ファイル等に合わせてまとめ、移管することとする。